

令和 7 年度 第 1 回松戸市環境審議会 (会議録)

- 【開催日時】 令和 7 年 10 月 20 日(月) 午前 10 時から
- 【開催場所】 松戸市役所 新館 7 階 大会議室
- 【次 第】 第 1 回松戸市環境審議会
*開会
*議事
(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業
に係る環境影響評価準備書について (諮問)
- 【出席者】 [委員]
・山田 千香子 委員
・中村 美枝子 委員
・松田 茂一 委員
・湯浅 康弘 委員
・近藤 善信 委員
・松菱 則嗣 委員
・木ノ村 正浩 委員
・藤田 隆 委員
・秋山 和敏 委員
・岩倉 三好 委員
- [松戸市職員(事務局)]
・瀬谷 眞一 (環境政策課 課長)
・野中 亮 (環境政策課 課長補佐)
・鈴木 純子 (環境政策課 主査)
・松田 敬之 (環境政策課 主任主事)
・富樫 光晴 (清掃施設整備課 課長)
・児山 浩之 (清掃施設整備課 課長補佐)
・正村 光 (清掃施設整備課 主任主事)
・内田 啓太 (清掃施設整備課 主任主事)
・伊藤 理紗子 (清掃施設整備課 主事)
- 【傍聴者】 1 名

司会	<p>ただいまから、「令和7年度 第1回 松戸市環境審議会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日、司会を務めさせていただきます環境政策課 野中と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、皆様のお手元に配布しております資料のご確認をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 松戸市環境審議会名簿 ・資料2 (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について (諮問) ・資料3 環境影響評価準備書について ・資料4 黄色い冊子で環境影響評価準備書・資料編・要約書 <p>以上4点となります、不足などございますでしょうか。</p> <p>それでは、ここからは、松戸市環境審議会条例第8条第1項の規定に基づき、議事の進行を山田会長にお願いしたいと思います。</p> <p>山田会長、よろしくお願ひいたします。</p>
山田会長	<p>それではこれより、私が議事進行をさせていただきます。</p> <p>議題に入る前に、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
司会	<p>本日は、3名の方から欠席との連絡をいたしておりますので、出席は計11名となります。</p> <p>※ (坂口委員より欠席の連絡をうけ、出席者は10名となる。)</p> <p>よって、松戸市環境審議会条例第8条第2項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することを報告いたします。</p>
山田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、本審議会は、松戸市環境審議会の組織及び運営に関する規則第3条第1項の規定により、公開となっておりますが、傍聴希望者について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>傍聴希望者はおりませんでしたので、ご報告いたします。(その後、1名傍聴希望者あり)</p>
山田会長	<p>それでは、これより次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事「(仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事</p>

	業に係る環境影響評価準備書について（諮問）について」ですが 松戸市長から環境審議会会长宛に、諮問が届いておりますので、事務 局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは事務局よりご説明させていただきます。資料2になります。</p> <p>令和7年10月3日付け 松環政第53号、松戸市長松戸隆政から松戸 市環境審議会会长あてでございます。</p> <p>(仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影 響評価準備書について（諮問）</p> <p>このことについて、松戸市環境審議会条例第2条第1項第2号の規 定により、諮問します。諮問理由としまして、本準備書は千葉県環境 影響評価条例施行規則第71条第1項の規定により読み替えて適応され る同条例第14条第1項に基づき作成するものです。</p> <p>市民生活や事業活動に関わる内容であることから、環境への影響に ついて事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行 い事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うため、環境審議会 での審議をするものです。</p> <p>検討項目としまして、市で作成した(仮称)松戸市エネルギー回収型 廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について審議会の 意見を伺うものです。</p> <p>なお、いただいた意見を踏まえ、令和7年11月28日までに市とし ての意見は、千葉県知事に提出いたします。</p> <p>以上となります。</p>
山田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、内容の詳細について、担当課より説明をお願いします。</p>
清掃施設整備課	<p>松戸市環境部清掃施設整備課長の富樫でございます。</p> <p>本市では、令和5年度より、仮称松戸市エネルギー回収型廃棄物処 理施設整備事業といたしまして、千葉県環境影響評価条例に基づきま した環境影響評価の手続きを進めております。</p> <p>環境影響評価につきましては、高柳新田の旧クリーンセンター敷地 に新焼却施設を整備した場合における周辺関係の影響を事前に、調査、 予測評価を行いまして、環境の保全や適正な配慮を行うための手続き でございます。</p> <p>令和5年11月に調査予測評価の手法について記載した方法書につき まして、ご意見をいただいたところです。</p> <p>本日は、その調査予測評価の結果や保全対策について記載した準備 書についてご意見をいただきたいと存じます。</p>

	<p>以上、私からの説明とさせていただき、担当から詳細なご説明をさせていただきます。</p> <p>また、大変恐縮でございますが、所用のため退席させていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
環境政策課長	<p>審議会の途中ですけれど、傍聴者お一人見えられたということで、入場させてもよろしいでしょうか。</p>
山田会長	<p>傍聴を許可します。それでは説明、よろしくお願ひします。</p>
清掃施設整備課	<p>ただいまより、仮称松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について、内容の詳細について説明させていただきます。</p> <p>私、清掃施設整備課の正村と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、お手元にお配りしております、ホチキス留めの環境影響評価準備書についてと書いてあるこちらの資料3に基づいて、ご説明の方をさせていただきます。ここから着座にて失礼いたします。</p> <p>初めに、エネルギー回収型廃棄物処理施設とは何かについてご説明させていただきます。</p> <p>こちら、ごみを焼却した際の熱を活用して、発電等により、エネルギーを回収する施設のことを呼びます。</p> <p>松戸市では、令和2年3月に稼働停止いたしました旧クリーンセンター跡地において、このエネルギー回収型廃棄物処理施設の建設準備を進めております。</p> <p>今回はその一環として実施しております環境影響評価についてのご説明です。</p> <p>なお、ご説明の中で、仮称松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設のことを本施設と呼びますので、あらかじめご承知おきください。</p> <p>では1枚めくっていただきまして、本日ご説明いたします内容は、こちらの6項目となっております。</p> <p>では早速、環境影響評価とは何かについてご説明いたします。</p> <p>1枚めくっていただきまして、環境影響評価とは、大規模な事業を実施する前に、住民の皆様のご意見も参考にしながら、環境への影響を調査、予測評価して、環境保全対策を検討する仕組みです。</p> <p>下の図の真ん中に、代表的な予測項目として、大気騒音振動といったものを記載してあるんですけども、この他にも複数の項目で、調査、予測評価を行っております。</p> <p>影響があると予測した場合には、影響をなくす、または小さくするような対策を事業の計画に取り入れまして、環境に配慮した事業を目</p>

	<p>指して参ります。</p> <p>下のページに移っていただきまして、次に、環境影響評価の一般的な流れをご説明いたします。</p> <p>本事業は、千葉県環境影響評価条例に基づいて、環境影響評価を実施いたします。</p> <p>段階的に図書を整理し、公告縦覧して参ります。</p> <p>左端の事業計画概要書で、環境影響評価の実施を周知することから始まり、方法書では、調査、予測、評価の方法を整理いたします。</p> <p>調査等の方法について、住民の皆様や専門家、知事の意見を伺った上で、調査、予測評価を実施して参ります。</p> <p>その結果を準備書として整理し、同じように、住民の皆様等にご意見を伺います。</p> <p>今回のご説明は、こちらの準備書にあたります。</p> <p>これらの意見を踏まえまして、準備書を修正した評価書を報告した段階で事業を開始いたします。</p> <p>また、影響の予測は、あくまでも予測で不確実なことがあるため、必要に応じて、工事中や施設ができた後に、予測した影響と実際に乖離がないか、追加の対策が必要かどうかを検討する、事後調査を実施し、報告書として整理いたします。</p> <p>これが一連の環境影響評価の流れとなります。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>続いて、事業計画の概要をご説明いたします。</p> <p>まずは本事業の内容についてです。</p> <p>本事業の種類は、環境影響評価の分類において、廃棄物焼却施設の設置に該当いたします。</p> <p>処理するごみは、主に可燃ごみ、その他のプラスチックなどのごみ、残渣等、災害廃棄物を計画しております。</p> <p>処理方式は、焼却方式のストーカ式、こちらの方針としております。</p> <p>処理能力は1日当たり402トンとして、環境影響評価を実施いたします。</p> <p>煙突の高さは、煙突の建築予定地の地面から55メートルが上限としております。</p> <p>こちらが今も建ております旧クリーンセンター、そちらの煙突と同じ高さになっております。</p> <p>次のページに進んでいただきまして、次に、本事業の目的です。</p> <p>本市は令和2年3月以前まで、クリーンセンターとは和名ヶ谷クリ</p>
--	--

ーンセンターの密接体制でごみの焼却処理を行っておりました。

その後、クリーンセンターが令和2年3月に稼動を停止し、現在は和名ヶ谷クリーンセンターで主に処理し、処理しきれないごみについては、近隣市や民間焼却施設に委託して処理しております。

今後は和名ヶ谷クリーンセンターの稼働停止を見据え、新焼却施設の整備の準備を進めております。

下のページに進んでいただきまして、本事業は、クリーンセンター解体後の土地を候補地として、本施設を建設し、市内のごみを1施設で焼却する計画です。

初めに、エネルギー回収型廃棄物処理施設の説明をさせていただいたんですけれども。

現存の和名ヶ谷クリーンセンターも、エネルギー回収型廃棄物処理施設にわたります。

ただ、新施設に関しましては、和名ヶ谷クリーンセンターよりも高効率なエネルギー回収を目指し、最新の技術で施設を整備していく方針としております。

次のページに進んでいただきまして、続いて、都市計画対象事業実施区域の位置です。

都市計画対象事業実施区域は、松戸市高柳新田にある稼動停止中の旧クリーンセンター敷地です。

右の図が区域の詳細図です。

こちらに黒、赤、青の3本の線が見て取れると思います。

黒線は、都市計画対象事業実施区域です。

赤線と青線は都市計画決定区域で、青が現在の区域。

赤が今後変更する予定の区域です。

新焼却施設に関しましては、現在の旧クリーンセンター敷地を事業区域といたしますことから、青線の都市計画決定区域と、事業区域に差異がございますので、赤線で変更を行う予定としております。

また、敷地の中が、現在、第1種住居地域で都市計画決定されているんですけども。

こちらも今回の事業に合わせて、第二種住居地域の変更を行います。

これらの都市計画変更を、環境影響評価とあわせて実施いたします。

先ほどから、単に事業実施区域ではなく、都市計画対象事業実施区域と申しておりますのは、こちらの都市計画変更をあわせて行うためでございます。

下のページに移っていただきまして、こちらが土地利用計画及び建

	<p>建築計画についてです。</p> <p>旧クリーンセンターの工場棟などを解体した後に本施設を建設する計画です。</p> <p>建築計画は、工場等や管理棟など、建築物等の面積の合計で、約 7750 平米を計画しております。</p> <p>緑地は敷地全体の 40% 以上を確保する計画です。</p> <p>なお、土地利用計画は現時点の想定であり、今後変更になる可能性がございます。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>続いて、公害防止計画についてです。</p> <p>本施設では、環境への影響をできる限り小さくするため、各種対策を講じる計画としております。</p> <p>はじめに、大気質に係る排出ガスは、排出ガス処理を適切に行うこととで、大気汚染物質の可能な限りの低減に努めることを踏まえ、自主基準値を適切に設定し、遵守して参ります。</p> <p>法規制値と実質基準値をこちらの表に並べて記載しているんですけども、一部、塩化水素、硫黄酸化物、こちらに関しまして、右側の自主基準値と違う単位で記載されてるんですけども。</p> <p>こちらは法規制値を満足する値を、自主基準値には設定しておりますことを申し添えます。</p> <p>下のページに移っていただきまして、続いて、排水になります。</p> <p>焼却処理時に出る排水は、排水処理施設にて処理後、再利用、または下水道放流いたします。</p> <p>生活排水についても、下水道放流いたします。</p> <p>従って、これらについては、水路や川などの公共用水域には放流いたしません。</p> <p>雨水は一部を再用水として利用する他、公共用整形放流いたします。</p> <p>次に、騒音振動悪臭です。</p> <p>法令等や、旧施設の和解条項に基づき設定した基準値を遵守いたします。</p> <p>旧施設の和解条項とは、旧クリーンセンター建設時に、地域住民の方々と締結した。排出基準値等を記載した文書のことです。</p> <p>数値について、参考例を示しますと、騒音の 50 デシベルは書店の店内くらいのもとになります。</p> <p>振動の 60 デシベルは、屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じるくらいです。</p>
--	--

においの梅の花の香りが 10 とされておりまますので、こちらの中には、それよりも少しにおいがするくらいの値となっております。

次のページにお進みください。

次に、収集計画です。

出入ルートは、左の図に示す通りです。

松戸鎌ヶ谷線を利用して、都市計画対象事業実施区域内へ配備する計画です。

廃棄物運搬車両台数は、搬入車両排出車両台数の合計で 1 日当たり片道で大型車が 285 台。

小型車が 16 台を想定しております。

大型車は一般にイメージされるトレーラーなどの大型車とは異なり、街中で見かける一般的なごみ収集車とお考えください。

また、小型車は自家用車のこととお考えください。

下のページに移っていただきまして、こちらが工事計画です。

旧施設の解体工事及び本施設の建設工場、令和 9 年度から令和 15 年度までの 6 カ年半程度で行い、試運転を経て、令和 16 年度に供用開始とする計画です。

以上が事業計画の概要です。

次のページにお進みください。

続いて、都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況です。

下のページに都市計画対象事業実施区域及びその周辺の土地利用現況図を示しております。

ピンク色の建物用地が広がっている他、緑色の森林、茶色系のその他の用地。

その他の農用地等が多く見られております。

右側に広がっている、その他の用地は自衛隊の下総航空基地です。

ここに航空基地がございます関係で、煙突の高さは 55 メートルの制限を受けております。

次のページにお進みください。

続いて、環境影響評価項目の選定についてです。

下のページに選定した項目をお示ししております。

選定した項目は、大気質や水質、騒音、生態系などの 18 項目です。

次のページにお進みください。

続いて、調査、予測及び評価についてです。

下のページに、工事の実施による影響ということで、工事の実施に伴う影響について、項目をピックアップしてお示ししております。

今回の調査予測及び評価に関しましては、工事の実施と供用時、それぞれ分けてご説明いたしますので、まずは交渉の実施による影響をご説明いたします。

次のページにお進みください。

工事中の大気質についてです。

建設機械の稼働に伴う大気質及び粉塵工事用車両の走行に伴う大気質について調査、予測評価を行いました。

現地調査として、環境大気質、道路沿道大気質、地上帰所常総気象調査を実施いたしました。

そのページに結果を示しております。

建設機械の稼働による大気質の予測結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんのいずれの項目についても、敷地境界で最大となる地点において、環境基準、または参考値を満足するものと評価いたします。

さらに、敷地境界付近には敷地外への粉塵の飛散を防止するため、仮囲い等を設置する等の環境保全措置を行い、さらなる影響の低減に努めて参ります。

次のページにお進みください。

工事用車両による大気質の予測結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とともに、すべての地点で環境基準を満足するものと評価いたします。

さらに、工事用車両が一定時間に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行う等の環境保全措置を行い、さらなる影響の低減に努めて参ります。

下のページにお進みください。

工事中の水質についてです。

工事排水に伴う浮遊物質量及び、水素イオン濃度について調査、予測評価を行いました。

現地調査として、閉水準の水質、工事の水質、土質調査を実施いたしました。

次のページにお進みください。

雨水などによって、町内で生じた濁水は必要に応じて、仮設沈砂池等を設置し、一時的にお水等の濁水を貯留し、土砂を沈殿させた後に、河川に放流する計画であり、影響の低減に努めて参ります。

下のページにお進みください。

工事中の水文環境及び地盤についてです。

工事に伴う地下水及び地盤沈下の程度について、調査、予測評価を

行いました。

現地調査として、地下水調査を実施いたしました。

次のページにお進みください。

工事の実施による水文環境地盤の予測結果は、点線の範囲内で地下水が低下する可能性があると予測いたします。

これらの掘削にあたっては、必要な調査を実施し、止水矢板の設置や、地盤改良等による揚水量の小さい工法を検討し、対策を実施することで、影響の低減に努めて参ります。

なお、本スライドの中で、水文環境と地盤を合わせてご説明しているスライドにはなっているんですけども、地盤に関する詳細な内容、柱状図や周辺の地盤を考慮した考察に関しましては、準備書の方に整理しておりますので、そちらも併せてご参照ください。

下のページに、進んでください。

工事中の騒音及び振動についてです。

建設機械の稼働に伴う騒音及び振動、工事用車両の走行に伴う騒音及び振動について。

調査、予測評価を行いました。

現地調査として、環境騒音振動、道路沿道総振動、これらの調査を実施いたしました。

次のページにお進みください。

建設機械の稼働による騒音振動の予測結果は、騒音、振動ともに敷地境界で影響が最大となる地点において、規制基準を満足するものと評価いたします。

さらに、適宜、アイドリングストップを行う等の環境保全措置を行い、さらなる影響の低減に努めて参ります。

下のページに進んでいただきまして、工事用車両の走行による騒音振動の予測結果は、騒音振動とともに、すべての地点で環境基準、または要請限度を満足するものと評価いたします。

さらに、工事用車両が一定時間に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行う等の環境保全措置を行い、さらなる影響の低減に努めて参ります。

次のページにお進みください。

工事中の土壤についてです。

工事に伴う土壤汚染について調査、予測評価を行いました。

現地調査として、地下水質調査、土壤調査を実施いたしました。

下のページにお進みください。

工事の実施による土壤汚染の予測結果は、土壤では、基準不適合の値が確認されましたが、工事を行う際は、関係法令に基づいた対策方法と対策範囲を明確にした上で、適切に対応いたします。

こちらの図と表に示しております通り、敷地の中で、鉛及びフッ素、それぞれ鉛3ヶ所、フッ素4ヶ所が基準不適合が確認されたんすけれども。

これらに関しましては、現状、アスファルトの下にありますので、まず、風で飛散するようなない飛散するようなことはない状況となっております。

また、これらの基準不適合が確認された地点の下流側に当たります地下水で調査を実施いたしましたところ、それらの地下水では、鉛フッ素とともに、基準値超過が確認されませんでしたので、現状、確認された地点から拡散しているという状況が確認されておりません。

今後、汚染の恐れのある区画に、区域にある土壤を場外に搬出すると、除去を念頭に、対策を講じていく予定になっているんすけれども。

事前に汚染の有無を確認した上で、適切に運搬及び処理を行う等の環境保全措置により、さらなる影響の低減に努めて参ります。

次のページにお進みください。

工事中及び供用者の植物、動物育成生物生態系についてです。

工事及び施設の存在に伴う生息、生育状況の変化について調査、予測評価を行いました。

現地調査として、植物調査、鳥類調査等の動植物に係る調査を実施いたしました。

次のページにお進みください。

動植物調査は、都市計画対象事業実施区域から約200メートルの範囲内で実施いたしました。

植生調査の結果、調査地域は市街地が多く占めるものの、植栽樹林等で構成されるクリーンセンター公園や、信行緑地果樹園等の耕作地。

調整地等では、これらの環境を生育生息地とする種が確認されております。

次のページにお進みください。

工事の実施及び供用による動植物の予測結果は、樹林環境、生育、または生息環境とする種には影響が生じる可能性があるものの、都市計画対象事業実施区域の40%以上を緑地とするや、生息が良好な既存樹木を極力保全し、可能な限り、既存の緑地を活用するよう努める等

	<p>の環境保全措置を行うことで、影響の低減に努めて参ります。</p> <p>下のページにお進みください。</p> <p>工事中及び供用時の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。</p> <p>工事及び施設の存在に伴う利便性、快適性、利用環境及びアクセスルートの変化について調査、予測評価を行いました。</p> <p>現地調査として、利用者数調査、聞き取り調査を実施いたしました。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>聞き取り調査の結果、多目的広場の魅力は自然があること。</p> <p>快適な空間があること。</p> <p>体を動かすことができる。</p> <p>これらに関連する回答が多くを占めておりました。</p> <p>今後求めるものは、現状で満足の回答が最も多いた結果となりました。</p> <p>現状で満足の次にきております、設備の充実に関してなんですが、こちらの設備というのは、トイレですとか、ベンチですとかそういういった、多目的広場の中に設置される設備のことを指しております。</p> <p>下のページにお進みください。</p> <p>こちらに、人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果を示しております。</p> <p>工事中はクリーンセンター公園の利用ができなくなることから、影響があると予測はしております。</p> <p>供用時は、多目的広場の面積が縮小することから、影響が生じる可能性があると予測をしております。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>人と自然との触れ合いの活動場の予測は、事業の実施により、利用者が感じる魅力がどのように変化するか考察することにより行いました。</p> <p>工事中はクリーンセンター公園の利用ができなくなることから、各魅力が低下すると予測いたします。</p> <p>ただし、解体や造成等の工事は実施の時期や範囲について、段階的に実施する等の工事計画を再検討し、安全が十分に確保できれば、工事中もクリーンセンター公園の一部を利用できるかどうか検討して参ります。</p> <p>下のページにお進みください。</p> <p>供用時は、多目的広場の面積が小さくなることから、自然があること。</p>
--	--

	<p>体を動かすことの魅力が低下すると予測いたします。</p> <p>ただし、まとまった樹林を可能な限り残存または植栽し、人が自然と触れ合えるような空間の創出に努める等の環境保全措置を実施することから、影響は小さくなると評価いたします。</p> <p>快適な空間があることについて、施設の稼働による騒音は、現況値と比較して小さく、供用後も、現状と同様の維持管理を実施していく計画であることから、影響は小さいと評価いたします。</p> <p>アクセスルートの変化については、廃棄物運搬車両は、現状の交通量と比較して少ないとから、影響は小さいと評価いたします。</p> <p>さらに、今後の多目的広場の整備にあたっては、造園等に係る専門家の意見を聴取し、可能な限り、専門的な視点からの緑地の保全及び創出に努めて参ります。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>工事中の廃棄物残土についてです。</p> <p>更正に伴う廃棄物及び残土について、予測評価を行いました。</p> <p>下のページにお進みください。</p> <p>校正の実施による廃棄物の予測結果は、廃棄物の分別排出を徹底し、資源化等が困難な廃棄物については適正に処理いたします。</p> <p>残土についても、場内での再利用や、発生度の工事管理を図ることで、影響の低減に努めて参ります。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>続いて、共用による影響についてご説明いたします。</p> <p>下のページにお進みください。</p> <p>供用時の大気質についてです。</p> <p>煙突排ガスに伴う大気質、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質について。</p> <p>調査、予測評価を行いました。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>煙突排ガスに伴う大気質の予測の結果、最大濃度、最大濃度地点は、都市計画対象事業実施区域の北側約 0.7 キロメートル付近の畠と予測いたします。</p> <p>ダイオキシン類の最大濃度地点での値は、環境基準の 0.6 に対してかなり低い数値と予測しております。</p> <p>下のページにお進みください。</p> <p>ダイオキシン以外の項目についても、最大濃度となる地点において、現況とほとんど変わらないと予測しております。</p>
--	---

	<p>次のページにお進みください。</p> <p>環境基準等と比較した結果、いずれの項目についても、環境基準を下回っていることから、煙突排ガスに伴う大気質の影響は小さいと評価いたします。</p> <p>さらに、安定燃焼の維持に努める等の環境保全措置により、さらなる影響の低減に努めて参ります。</p> <p>下のページにお進みください。</p> <p>廃棄物運搬車両による大気質の予測結果は、二酸化窒素、不粒子状物質ともに、すべての地点で環境基準を満足するものと評価いたします。</p> <p>さらに、廃棄物運搬車両が一定時間に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行う等の環境保全措置を行い、さらなる影響の低減に努めて参ります。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>供用時の水文環境地盤についてです。</p> <p>地下工作物の設置に伴う地下水及び地盤沈下の程度について、調査、予測評価を行いました。</p> <p>下のページにお進みください。</p> <p>地下水の調査の結果、降水量への応答がやや見られるものの、年間を通して、変動量は小さい結果となりました。</p> <p>地下工作物の設置による水文環境及び地盤の予測結果は、地下水は現状で、既存施設の周囲を迂回して流れていると考えられ、井戸枯渇や地盤沈下等の実害も報告されていないことから、地下水の流動阻害に起因する、極端な水位上昇、または水位低下は小さく、地盤沈下は生じないと考えられます。</p> <p>さらに、都市計画対象事業実施区域の周辺で、地下水位のモニタリングを実施する等の環境保全措置を行い、さらなる影響の低減に努めて参ります。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>供用時の騒音及び振動についてです。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音及び振動、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音及び振動について、調査、予測評価を行いました。</p> <p>下のページにお進みください。</p> <p>施設の稼働による騒音振動の予測結果は、騒音振動とともに、敷地境界で影響が最大となる地点において、和解条項に基づき設定した基準値を満足するものと評価いたします。</p>
--	---

さらに、設備機器類の整備、点検を徹底する等の環境保全措置を行い、さらなる影響の低減に努めて参ります。

次のページにお進みください。

騒音、超低周波音の評価結果は、こちらにお示ししている通りです。

参考値を下回っており、環境へ与える影響は小さいものと評価しております。

また、設備機器類については、低騒音低振動型機器の採用に努める等の保全措置を実施することで、さらなる、環境への影響の低減に努めて参ります。

下のページにお進みください。

廃棄物運搬車両の走行による騒音振動の予測結果は、騒音、振動とともに、すべての地点で環境基準、または、要請限度を満足するものと評価いたします。

さらに、適宜、アイドリングストップを行う等の環境保全措置を行い、さらなる影響の低減に努めて参ります。

次のページにお進みください。

供用時の悪臭についてです。

施設に搬入、貯留される廃棄物に伴う悪臭、煙突排出ガスに伴う悪臭について、調査、予測評価を行いました。

現地調査として、特定悪臭物質及び臭気指数の調査を実施いたしました。

下のページにお進みください。

施設の稼働存在に伴う悪臭の予測結果は、施設からの漏えいについては、ピット投入扉を設置し、施設内の気圧を低くして、外への空気の流出を防ぐ計画です。

煙突排ガスについては、炉内への送風し、高温で燃焼し、適正な排ガス処理設備の導入をする計画です。

パッカー車からの漏えいについては、搬入や荷卸し等の作業を屋内で行い、適宜パッカー車の清掃を行う計画としております。

また、旧路地は、脱臭装置により、ごみピット内の臭気を脱臭し、プラットフォームに消臭剤を噴霧する計画です。

以上のことから、施設の稼働存在に伴う悪臭の影響は小さいと評価いたします。

次のページにお進みください。

供用時の日照阻害についてです。

供用時の存在に伴う日照阻害について、予測評価を行いました。

下のページにお進みください。

施設の存在による日照阻害の予測結果は、時刻別に地図を見ると、煙突の日影は、広範囲に生じると予測されますが、狭い幅で移動していることから、その影響は小さいと予測いたします。

また、当時間に日影図を見ると、日影が連続して、2.5時間以上生じる範囲は、敷地境界から10メートルを超えない範囲であり、主に上大津川であると予測いたします。

以上のことから、日影の規制基準を満足し、環境影響が可能な限り回避または低減されているものと評価いたします。

次のページにお進みください。

供用時の景観についてです。

施設の存在に伴う景観の変化について、調査、予測評価を行いました。

現地調査として、景観調査を実施いたしました。

下のページにお進みください。

施設の存在による景観調査は、都市計画対象事業実施区域周辺の4地点で写真を撮影し、主要な眺望点、眺望景観の状況を、着葉期と落葉期に各1回調査を行いました。

また、桜通りでは、桜の開花期にも調査を実施しました。

施設の存在による景観の予測結果は、煙突高さ現況と同様の55メートルであり、眺望景観はほとんど変化がないものと考えられます。

また、地域の景観特性は、現況と同様に、主に工作物等の都市景観であると予測いたします。

以上のことから地域の景観特性の変化は小さいものと評価いたします。

更に周辺環境に配慮し、緑に溶け込む周辺環境と調和がとれた施設を計画する等の環境保全措置を行い、更なる影響の低減に努めてまいります。

次のページにお進みください。

各地点における予測の詳細についてご説明します。

主要の眺望点の眺望景観の変化は、左側に現状、右側に計画施設を合成した写真を示しております。地点1の桜通りでは、道路の奥に本設の煙突上部が視認されるもの、手前の街路樹等でほとんど遮蔽されることから予測地点から見た景観構成要素の変化を殆どないと予測されます。

下のページにお進みください。

地点 2 のしいの木公園においては、公園内の樹木の奥に本施設の煙突が視認されるものの、現況の高さに変化がなく見え方に大きく変わらないことから、予測地点から見た景観構成要素の変化を殆どないと予測いたします。

次のページにお進みください。

地点 3 の愛宕神社については、建物の奥に本施設の工場棟や煙突が視認されますが、手前の建物等で殆ど遮蔽されることから、予測地点から見た景観構成要素の変化は小さいと予測いたします。

以下のページにお進みください。

地点 4 の稻荷坂 2 号公園については、公園内の樹木の奥に本施設の工場棟や煙突が視認されるものの、現行の高さに変更はなく、見え方も大きく変わらないことから、予測地点から見た景観構成要素の変化を殆どないと予測いたします。

次のページにお進みください。

共用地の廃棄物についてです。

施設の稼働に伴う廃棄物について予測評価を行いました。

以下のページにお進みください。

施設の稼働による廃棄物の予想結果は、焼却主灰や焼却飛灰処理物は全量を最終処分する計画であるものの、発生した廃棄物は再生原材料として再資源化可能か検討します。

次のページにお進みください。

供用時の温室効果ガス等についてです。

施設の稼働に伴う温室効果ガス等について予測評価を行いました。

以下のページにお進みください。

本施設では平成 30 年度の現施設と旧施設の合計より 14.4% の温室効果ガスを削減するため、施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響は小さいと評価いたします。更に本施設の設備等は省エネルギー型の採用に努める等の環境保全措置を行い、更なる影響の軽減に努めてまいります。

次のページにお進みください。

続いて環境監視計画についてです。

以下のページにお進みください。

事後調査は予測の不確実性の程度が大きい項目で実施するものであり、環境への著しい影響が確認された場合又はその恐れがある場合には必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減することを目的としています。

	<p>工事中の事後調査は、こちらの表にお示しする通りです。</p> <p>大気質、水質、水文環境、騒音及び超低周波音振動を実施する計画としております。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>こちらが供用時における事後調査です。</p> <p>大気質、水質、水文環境、騒音及び超低周波音振動を実施する計画としております。</p> <p>次に、今後の手続きをお知らせいたします。</p> <p>次のページにお進みください。</p> <p>こちらが今後の主なスケジュールです。</p> <p>準備書の手続きにおいて、皆様から寄せられたご意見を踏まえ、令和8年3月頃に本準備書に対して知事意見が提出されます。</p> <p>評価書の広告縦覧は現時点では未定となっておりますが、令和8年4月以降を予定しております。</p> <p>下のページに準備書の縦覧についてのご案内を掲載しております。</p> <p>現在準備書は松戸市、柏市、鎌ヶ谷市、千葉県の各庁舎で縦覧しております。また松戸市の公式ホームページでもデータを掲載しております。縦覧期間は11月5日までとなっておりますのでご注意ください。</p> <p>つぎのページにお進みください。</p> <p>最後に準備書に対する意見書の提出についてです。</p> <p>環境影響評価に係る意見書は11月20日まで受け付けております。20日必着ですのでご注意ください。意見書は必要な記載事項をご記入の上、松戸市施設整備課まで持参または郵送のほかメールにて提出を受け付けております。</p> <p>以上を持ちまして（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての説明を終わります。</p> <p>長時間にわたりご清聴ありがとうございました。</p>
山田会長	<p>長時間ありがとうございました。お疲れ様でございました。</p> <p>只今担当課から説明がありましたが、ここまでで何かご意見等はありますでしょうか。</p>
岩倉委員	<p>岩倉です。初歩的なことで誠に申し訳ない。</p> <p>この新しいクリーンセンターの建設場所を立てるときに、第一種住居から第二種に変えるというのは何か理由があるのですか。</p>
清掃施設整備課	こちらはですね、第一種住居地域というのは、今回のごみ焼却場の

	<p>延床面積ですと建設できない用途地域となっておりますので、今回の施設が建設できる第二種住居地域に変更する予定としております。</p> <p>ただし変更する範囲は敷地の中だけですので、周辺への都市計画上の影響はないものと考えております。</p>
岩倉委員	<p>私、聞き慣れない言葉があるので、私自身の知らない言葉なので教えていただきたいんですけど、水文環境とだいぶ書かれてるんですけど、これはどういう意味でしょうか。</p>
清掃施設整備課	<p>今回の環境影響評価の手続きが千葉県環境影響評価条例というものに基づいて実施しております、そちらの条例の技術指針というものがあるんですが、そちらに定められている項目からピックアップして今回環境影響評価を行っておりますので、水文環境というのはそちらの指針によって記載された言葉になります。</p>
岩倉委員	わかりました。
山田会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
藤田委員	<p>まず資料の 63 ページですが、現状と将来の写真が載っています。現状では、高さが現状と将来でも高さ同じだということでございますが、将来像の中に煙突に影が、若干映っていますけれどもですね。何が言いたいかというと、将来図の煙突の位置と、現状の位置が、方向が違うのか、それともいわゆる作図されたときの具合によってちょっと右寄りに寄っているのが確認できるんですね。</p> <p>つまり、雲の位置と煙突の位置の違いが、現状と将来が違うということと、方向が違うから日影が、このように映っているのですかっていうのは質問 1 つです。</p> <p>同じ 10 ページの方に、10 ページと 11 ページのところで、現状の詳細図が 10 ページに載ってます。</p> <p>現状の詳細図の建屋は、この形になっているのですが、11 ページの方だと、ちょっと南側に触れたような建屋の構造になっています。従って煙突もそのように南側に振って、振られた形で立てようとしているのかという、いわゆる技術的についていか、この作図写真を作るときの具合でそうなっているのか、1 つはその問題と、建屋自体はちょっと南側に振られた形に作ろうとしているのかっていうその質問をします。</p>
清掃施設整備課	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではまず、2 点目の質問からご回答させていただきます。</p>

	<p>10 ページに示しておりますのが現況の、今現在建っております旧クリーンセンターの配置図、11 ページにお示ししておりますのが、今回環境影響評価において検討いたしました、新たな施設の配置となっております。</p> <p>10 ページの図ですと、ちょっとわかりづらいんですけれども、敷地の一番北側にある四角いもの、これが煙突となっておりまして、この10 ページの図と11 ページの図で比較していただきますと、煙突の位置に関してはやや南側、建物の移動と合わせて動いている形になっております。</p> <p>またですね1 つ目の質問も、こちらの配置の変更に伴うもので煙突の見た目が、左の図と右の図で変わっているというものでございます。以上です。</p>
山田会長	よろしいでしょうか、藤田委員さん。
藤田委員	はい。
山田会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 はい、秋山委員お願いします。
秋山委員	<p>秋山です。</p> <p>最初にこの、今の説明の前に、色々と質問させてもらって、答えをもらったんですけども、これ全体としては非常によくできてると思うんですよね。</p> <p>これは本当の環境影響評価準備書としてのパターンに合ってるんですけども。</p> <p>もう少し、これ実際に、縦覧と、説明会がもう始まってるわけですから、一般の方に理解できるような内容になってるのかどうかということと、一般の方あんまりわからなくともいいんだと、少し調べてやってくれという意図なのか、ちょっとそこが、問題だなということ。例えばっていうことで言えば、最初の4 ページ目の図なんかは、真ん中のところ大気騒音振動とかって書いてありますけれども、一般の方が見たら、この3 項目を中心にやるんだなということを、考えるわけですね。実際にはこれ、検討しての18 項目あるんですよ。</p> <p>環境影響評価項目っていうのは、だからこれまで、それを理解して進めていけているのかと。</p> <p>色々と、そう思うと、単純にいろいろ、一般の方がわからないようなところがいっぱいあって、12 ページのところの、窒素酸化物、真ん中のところですけど、硫黄酸化物ですね、K 値の話が書いてて。自主基準が、10 p p m となると、これ一般の方わかりますかねっていう、</p>

	<p>少しそういうところ。要するに、双方向に理解できるような内容になってないというのこれはまあ、今回の松戸市がどうのこうのっていうんじやなくて、環境省の作っている指針がこうなってるからこう書いてるんですけども。</p> <p>少し松戸市としては、縦覧するときに、皆さんがこういうところで、ネットで一生懸命調べてK値と 10 ppmの違いはどうなんだろうとか、そんなことを考えなくとも素直にこれを見ればわかるんだなっていうふうなことを下に例えば注意書きを入れるとかですね、やることいっぽいあるんですよね、これを見ていると。</p> <p>さっきの悪臭の説明なんかはちゃんと、12について 10 ぐらいが梅のにおいがするっていう風に、おっしゃったんで、我々はわかつてたけれども、一般の方にはわからない。12 は何を意味してるんだろうというふうな、そういう配慮がね、ちょっと足らないんじゃないかなっていうのが私の意見です。</p> <p>以上。</p>
清掃施設整備課	<p>ありがとうございます。貴重なご意見として受け賜わさせていただきます。</p>
山田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、秋山委員さんのお話を伺いながら、やはり一般市民の方、わかりにくい点はたくさんあるかなと思います。</p> <p>そうした点で、今日この委員会でこのような形で時間を取っていただいて丁寧にご説明いただいて、私たち委員も理解できたっていうのがあります。</p> <p>理解も、表面的なものかもしれませんけれども、そうした中で、予定には入ってないとは思うんですが、今、正村さんがやってくださったような内容を、動画に取られて、公開するっていうのはいかがでしょうね。</p> <p>それを見ると、一般市民の方はそれをチェックするとわかるっていう形ができるかなと思いました。</p>
清掃施設整備課	<p>実はですねその予定がございまして、今現在住民説明会をまさに開催しているところなんんですけども昨日松戸市会場、明日が柏・鎌ヶ谷市会場で実施する予定がございまして、それらの説明会が終わった後にそちら側で出た質問、ご意見なども反映した形で、YouTubeに今回の内容を説明する動画をアップロード、またホームページでもそのリンクを公開する予定で考えております。ありがとうございます。</p>

山田会長	<p>はいありがとうございます。</p> <p>秋山委員さんいかがでしょうか。そこまで考えていたと。</p>
秋山委員	<p>それは非常に結構なことだと思うんですけれども、そもそも論で言うと、申し訳ないですけども、今回、多分時間がなかったんだと思うんですが、本来はこういう環境審議会みたいな、ある程度一般の方よりは多少知識を持った人間が意見を言って、それを反映させてから、縦覧すべき。</p> <p>それから、今の、説明会を開くべきだと僕は思ってるんですよね。よその資料は、そういう風にやってるんですよ。</p> <p>だから、今回時間がなかったから、並行してやられてるのかもしれないですが、もうすでに、これ縦覧して、2週間近く、経ってるわけですよね今日ね、そうするとこれまで見た人っていうのは、先ほどもちょっとと言いましたけれども、数字だけとか、見ただけで、もう拒否反応する人も結構多いかと思うんですね。</p> <p>専門でなければ見る気しないとか、それからネットで調べなきやこの数字が何の意味を指すのかわからないとか、それからちょっと正直抜けてるなと思うところも部分的にあって、それができ、理解できるのが、この、こういう審議会みたいなところで、専門的にやってる人が見て、ここをちょっと補つたらどうかと言われてから提出しないと。</p> <p>もう嫌気さした人がもう2週間近くたってしまってそのあと、これから多分見る人ってのはそんなに多くないんじゃないかなと。</p> <p>こういうのが出たら大体気になる人はすぐに見に行く、縦覧見に行く人が多かったり、それから縦覧でもう今回みたいな、この前、枚数見るだけで、これすごいですね。</p> <p>評価書と、それから要約書だけで300ページあって、この本当の評価だけでも50ページはあるんですよね。</p> <p>だからこれを全部見てやろうというのは、縦覧言った方はわかると思うんですけども、そんなにたくさん置いてないんですよ。</p> <p>そうすると後ろにもし人がいたとしたら、ゆっくり50ページ見てやろうとかっていう人はほとんどいない。</p> <p>ということを考えれば、その50ページ見るだけでも、少しでも補うような言葉がここに入つれば、随分、スムーズに読めるんじゃないかなというところが最初、私が言った双方向の意見を聞きたいという、スタンスには立つてないんじゃないかなと。</p> <p>ただ、環境省が言ってる、環境影響評価指針にのつとつて、千葉県もやってるし、松戸市もそれをやってますよということでやれば、こ</p>

	<p>れはかなり、点数はいい内容だと思うんですよね。</p> <p>でもそれで、結局一般の方が理解して、これ認めてもらいましたよっていうところの点数まで上げるには、少し個別に努力が必要なんじやないかなという風に、思います。</p> <p>以上です。</p>
清掃施設整備課	<p>ありがとうございます。</p> <p>改めまして貴重なご意見感謝いたします。</p>
山田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>すいません。ちなみに縦覧できる、この準備書は各会場とかにどのぐらいご準備されていらっしゃるんですか。</p>
清掃施設整備課	<p>縦覧の図書に関しては、各柏、鎌ヶ谷、千葉県も含めまして、1冊、一部ずつのご用意ではございます。</p> <p>ただ、ホームページに全く同じデータ公開しておりますのでそういった形でもご覧になれるということは、ご覧になりたい方には案内するようにしております。</p>
秋山委員	<p>それはですね、僕からするといいわけであって、松戸市のホームページ見たりして、そこから PDF の部分を取り出して、何十ページもコピーする人いないでしょう、普通。</p> <p>さっき言いましたようにこれ、ようやくこれだけで 300 ページもあるわけですよ、これだけで。50 ページの評価書コピーするのも、よっぽど熱心な人でなければ、50 ページ自分で印刷します？</p> <p>いちいち画面見ながらこう、一字一句こう見ていくような人なんてまず少ないですよ。</p> <p>だから、あなたの言ってる答えは、一般的な答えであって、真剣に見せてやろうという気持ちがないと同時に、縦覧するところも今おっしゃったように、一部とか二部しか置いてないんですよ。</p> <p>市役所、市がやってることっていうのは、もちろん紙もったいないですから、こんな分厚いのね、本当はやる必要があるかっていうと、難しいですけれども、そこがちょっとこの、環境影響評価っていうものの、ネックなんですね。</p> <p>余りにも情報量が多すぎて、理解してもらおうと思ったらこれぐらいの分厚さはいるんですけども、それを、縦覧という形で、それから説明会というところで、短くされてしまうと、理解する人が非常に少ないし、理解できても、質問もできないレベルの程度しかできないっていうところが一番の問題で、せめて、双方向に歩み寄るんであればさっき私が言ったように、この中のところの、例えば判例とか注意</p>

	<p>書きとか、なんかそういう風なものを少し加えて、あげることで、随分見方が違うんじゃないかなという風に思います。</p> <p>以上です。</p>
山田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>いかがでしょうか今のご意見。</p>
清掃施設整備課	<p>ありがとうございます。</p> <p>今後の手続きの参考とさせていただきます。</p>
山田会長	<p>おそらく今回のこの縦覧その他間に合わないかとは思いますが、一部しか用意していないものを縦覧施設に二部とかは、できますか、それは難しいですか？</p>
清掃施設整備課	<p>可能ではあるんですけども現状あまり窓口に縦覧にこられる方というのがいらっしゃらない状況でございまして、方法書、準備書の前段階の方法書の際もですね縦覧こられた方はいらっしゃらなかつたんですけども。</p> <p>意見書を提出された方いらっしゃいましたので、ホームページの方が必要がある可能性があるかとは考えております。</p>
山田会長	<p>はい。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは他にはいかがでしょうか。</p> <p>はい、中村委員さんお願いします。</p>
中村委員	<p>えっと、すごく素朴な質問で申し訳ないんですけども。</p> <p>14 ページに、廃棄物の運搬車両台数の、大型車と小型車 285 と 16 っていう表がありまして足すと 301。</p> <p>301 台が動くんだけあって思ったんですけど、それで、工事ではなくて工事が終わって運ぶ廃棄物を運搬するっていう状況になったときの話で 55 ページを見ますと、車両の条件っていうので左下のところに、関係車両が、この道でこれぐらいの台数通りますっていうが図がありまして、682 台と 650 台と 32 台っていうふうになってるので、足すと 1364 だったんですけど、さっきの、動く台数が 301 台で、これだけの交通量が増えるってことは、1 台が 5、5 回、4 回か 5 回。</p> <p>動くところなるっていう理解でいいのかなっていう、すいません、すごく素朴な疑問なんですけど。</p>
清掃施設整備課	<p>はい。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今の台数なんですが、55 ページの台数については、これ、往復を含んでますので、収集排出廃棄物運搬車両以外にも、そこで働く従業員</p>

	<p>の車というのも考慮した数字が、55 ページに記載しております。</p> <p>この地点 1. 2. 3 すべて合計するのではなくて、地点 1 のくすのき通りというところは、すべての車が通ると想定しています。</p> <p>その先へ地点 2 と 3 は分岐してますので、地点 1 が全車両で 2 と 3 に分岐していくということなので、地点 2 と 3 を足すと、682 台。</p> <p>地点 1 と合うという数字になっております。</p>
中村委員	そうすると、運搬車は、往復して 1 回、大体 1 日 1 回っていう風に、理解すればいいですか。
清掃施設整備課	はい、その通りです。
山田会長	はい、藤田委員さんどうぞ。
藤田委員	<p>藤田です。</p> <p>関連で 281 号線についてなんですか。</p> <p>高木第 2 小学校があってもうちょっと五香寄りに高木幼稚園があつてという、学童、保育園、幼稚園があるんですね。</p> <p>何が言いたかというと、281 号線っていうのは、歩道がね、自転車も通れないような、通れないことはないんですけども、非常に狭小な道路なので、ここを何とかしないといけないよねっていうのを前に、ご意見を申し述べたことがあるんですけども、ここで言うことじゃないかもしれないんですけども、やはりベビーカーと自転車が行き来できれないような狭い歩道の中で、しかも、ごみ収集車がこれからと後々何年後かなのですから、通っていくという、つまり、そういう状況の中で、ごみ収集車通していいのかよ、という意見も、当然のことながら出てくるということと、つまり、道路の環境をどういう風に将来的に広げるのか狭めるのか、別の道路を作るのかっていう点も、これからやっぱり考えていかなくちゃいけないよねっていう、都市計画そのものの問題なので、そこら辺をどういう風にとらえていくのか、いわゆる関係、環境部としてどういうふうにとらえているのかっていうのはちょっと変な意見は難しいかと思うんですけども、そのように、市民としては思いました。</p>
山田会長	ご回答お願いいいたします。
清掃施設整備課	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>こちら確かにこの通称で松鎌線と呼んでるんですが、こちら、歩道が狭くというのは承知しております。</p> <p>ただしこちらも県道になっているというのもあります、市の計画で、なかなか工事というのは難しいかなとは思っております。</p> <p>はい、以上です。</p>

藤田委員	将来計画みたいなものに入っているのでしょうか。
山田会長	281号線、に関する将来計画みたいなものは総合計画の中で入っていません、すみません。
瀬谷課長	<p>すみません。</p> <p>藤田さんもご存じだと思うんですけどもちょっと環境部の方でなかなかできない話ではあるので、このようなご意見多分たくさん来るとは思うんですけども。</p> <p>これらご意見があったということは、実際県の方と多分繋がりがあります建設部の方に、こういう審議会の中でこんなご意見があつたということで報告させていただきたいと思いますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>
山田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>他にはご意見いかがでしょうか。</p> <p>はい、じゃあお願ひいたします。</p>
岩倉委員	<p>ちょっと素朴な質問で、温室効果ガスなどの効果、旧施設との比較のデータが載っているんですけど、これ旧施設ってのはもう停止する施設ですかね、それとも、それとの比較ですかね14.4%。</p> <p>それからごみ発電するから、削減量がもうちょっと減るんですよって書いてあるんですけど、そんなことでいいんですかね。</p> <p>これはごみ発電のこのシステムっていうのは一応現段階ではかなり高効率のやつ考えてるんですかね。</p> <p>それからもう1個太陽光発電を屋根に乗せるって書いてあるんですけど。それ、これは予定なんでわかんないでしょ。</p> <p>どのぐらい考えてるんですか。発電した電気はどう使いますか。</p>
清掃施設整備課	<p>ありがとうございます。</p> <p>まず、69ページの旧施設についてなんですかね、こちらは旧クリーンセンターのことを指しております。</p> <p>現施設というのが和名ヶ谷クリーンセンターですので、はい。</p> <p>それらの合計ということでお示ししております。</p> <p>ごみの発電に関してなんですかね、こちらはごみを焼却したときに発生する熱、発電を行うことで、本来、火力発電とかそういったところでCO₂を発生させて、発電してた分をこちらで賄うことができるので、その分で削減できると、そういう考え方ですね。</p> <p>で、あともう1点、太陽光発電設備なんですかね、こちらにつきましては、今回の事業がですね、設計施工発注という、発注してから業者に設計も含めてお願ひするような事業となっておりまして、太</p>

	<p>陽光発電の設備導入については最大限求めてはいくんですけども、どうしてもその量については、事業者の所掌になっていく部分もありますので、それについては今後検討して参ります。</p> <p>まずはですねこの施設内、ごみ焼却施設の稼働に使う電気として使用いたします。</p> <p>その他ですね、隣に、今のクリーンセンターの隣にも立てるんですけども、体育館、老人福祉センターっていうような施設がございまして、それらがクリーンセンターで発生した熱とか電気、そういうものを活用する施設という位置付けで考えておりますので、今後それらの施設を新たに設置した際にはそちらにもエネルギーを送るようなことを考えております。</p> <p>最終余った分については、電力会社に売却して、利益を得ると、そういうことを考えております。</p>
山田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>お願ひいたします。</p>
近藤委員	蛍光灯などの水銀が含まれたものの廃棄方法は将来どうするか。
清掃施設整備課	<p>まず、蛍光灯の処理ということで、ちょっと今回焼却施設はまた別なんですけど、今現在松戸市では、北の端にあるリサイクルセンターに有害ごみとして収集して、処理しています。</p> <p>あそこでは破碎してドラム缶に詰めて、さらに水銀が入ってる可能性があるとしてそういう専門の施設に搬出しております。</p> <p>今後もその処理を継続する予定としております。</p>
近藤委員	<p>はい。</p> <p>蛍光灯などを収集しなくなるというような話も時々聞くんですが、将来の計画はないってことでよろしいですか。</p> <p>はいお願ひします。</p>
清掃施設整備課	<p>今現在の計画で収集をやめるという計画はございません。</p> <p>でも今後議論は出てくる可能性は、ありますね。</p> <p>有料になるような計画もございません。</p>
山田会長	<p>ありがとうございました、他にいかがでしょうか。</p> <p>すいません。</p> <p>ちょっと内容であれば私の方から 2 点ほど。</p> <p>あとですね、まず、31 ページ、何度か出てきますけれども 31 ページのところで、工事中のところですね。</p> <p>そのときの騒音振動、それから車両の走行ということで、予測地点</p>

	<p>で 3 点が出ております。</p> <p>その中で私は小学校があるのがとても気になっておりまして、これはご説明にいらしていただいたときも申し上げたんですが、これあくまでも予測ですよね現在予測したもの、そうした中で、工事中になつたときに、実際にどのように、子供たちが感じているのか。</p> <p>1 度、調べていただきたいなど。</p> <p>それを何でもなければ、全然変わりなく、影響なければよろしいですけれども、もし子供たちが本当に、影響があつて、非常にうるさいと感じていたり、そういうことがあった場合にだけ何か対応するというような、そういうご準備いただけたらば、ありがたいなど、ちょっと思つております。それが 1 点です。</p> <p>もう 1 点は、次の、ページの 33 ページです。</p> <p>33 ページの土壤のところなんですが、当初から基準不適合の値が確認されましたっていうのがあります、これがフッ素、そうすると、もうすでに、ここは汚染って言ったことなんですが、そもそもこの要因っていうのは何なんでしょうかというのが 2 つ目です、以上です。</p>
清掃施設整備課	<p>ありがとうございます。</p> <p>1 点目の、モニター調査のようなものですかね。</p> <p>そちらについては今後、事業発注する中で検討させていただきます。</p> <p>続いて、33 ページの土壤に関してなんですけども、鉛、こちらについては、おそらく施設の稼働に関連するものでないかなという。</p> <p>正確に原因の特定というのが、今の現状だと難しいは難しいんですけども、そのような考えであります。</p> <p>ただフッ素に関しましては、施設から直接地面にというものがあまり考えられないもので、旧クリーンセンターを建設した当時、造成工事などを行つた際の土壤に含まれていた可能性があるかなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
山田会長	<p>はい、わかりました。</p> <p>どうもありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>今日はたくさんのご意見をお寄せいただき本当ありがとうございました。</p> <p>まだ十分な回答を申し上げてない場合があるかと思いますがその場合、各委員さんと担当課に行って調整したしまして、事務局から次回</p>

	<p>の審議会まで共有させていただくっていう。</p> <p>それからあとは今日の回答で十分な場合は、今日で終了といったことにさせていただきたいと思います。</p>
秋山委員	<p>すいません最後に、先に出了した意見と提案。</p> <p>あれについては、一般の方、という扱いで結構ですから。</p> <p>それぞれ答えを作つといで欲しいという今この場でやると、時間がかかるんによろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
山田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局、よろしいでしょうか。</p> <p>秋山委員さんのお申し出につきまして、ご準備いただきまして、秋山委員さんにご回答をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、今日の審議の方は以上になりますけれどもよろしいでしょうか皆様。</p> <p>本日の議事は以上となります。</p> <p>その他はございませんでしたら、以上をもちまして令和7年度第1回松戸市環境審議会を終了いたします。</p> <p>長時間にわたり、皆様本当に疲れ様でございました。</p> <p>また、議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。</p> <p>司会を事務局にお返しいたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>会長、本日はありがとうございました。</p> <p>事務局から、次回開催されます環境審議会のご案内をここでさせていただきます。</p> <p>令和7年11月11日の火曜日、10時から、同会場にて、本日の環境影響評価準備書につきましての答申を予定しております。</p> <p>委員の皆様には改めまして、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日お配りをさせていただいてます資料につきましては、お持ち帰りになっていただいて構いません。</p> <p>ですが、もし、その場にちょっと持ち帰らないものにつきましては、その場に置いて、帰っていただいて構いませんのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上をもちまして令和7年度第1回松戸市環境審議会を終了させていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>

傍聴者の方は退席をお願いいたします。

以上